

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【鹿児島県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	鹿児島県医療勤務環境改善支援センター (公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部) 【TEL:099-813-7731 FAX:099-813-7741】	・医療勤務環境改善支援事業(鹿児島県) ・医療労務管理支援事業(厚生労働省鹿児島労働局)	医療機関が勤務環境改善に取り組むに当たり、医療勤務環境改善支援センターはアドバイザーの専門的知識(医療労務・医業経営)を活かして、医療従事者が働きやすい環境・職場となるよう、医療機関へ助言・支援を行います。
	厚生労働省鹿児島労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:099-219-5101】	人材確保等支援助成金	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成するものです。また、介護事業主が介護福祉機器の導入を通じて、離職率の低下に取り組む場合や、介護事業主または保育事業主が労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を通して、介護労働者や保育労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成対象となります。
	厚生労働省鹿児島労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:099-219-5101】	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	事業主団体が、その構成員である中小企業に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。
	鹿児島県くらし保健福祉部 子ども家庭課 【TEL:099-286-2763】	産科医等確保支援事業、新生児医療担当医確保支援事業	過酷な勤務状況にある産科医・助産師や新生児医療担当医の処遇を改善するため、医療機関が医師等に対して分娩手当等を支給する場合に、その費用の一部を負担します。
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省鹿児島労働局雇用環境・均等室 【TEL:099-222-8239】 ※テレワークコースはテレワーク相談センター 【TEL:0120-91-6479】	時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	時間外労働の上限設定に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。 【申請の受付は平成30年12月3日(月)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、12月3日以前に受付を締め切る場合があります。)
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	労働時間等の設定の改善(※1)を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル(※2)の導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成するものです。勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。 ※1 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。 ※2 本助成金でいう「勤務間インターバル」とは、休憩時間数を問わず、就業規則等において「終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているもの」を指します。 【申請の受付は平成30年12月3日(月)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、12月3日以前に受付を締め切る場合があります。)
		時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	労働時間等の設定の改善(※1)により、所定労働時間の削減や年次有給休暇の所得促進等を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。 ※1 労働時間等の設定の改善とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。 【申請の受付は平成30年10月1日(月)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、10月1日以前に受付を締め切る場合があります。)
		時間外労働等改善助成金 (団体推進コース)	中小企業事業主の団体や、その連合団体が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです。事業主団体等の皆さまを支援するとともに、構成事業主の皆さまを応援することを目指しています。 【申請の受付は平成30年8月31日(金)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、8月31日以前に受付を締め切る場合があります。)
		時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善(※1)及び仕事と生活の調和の推進のため、終日・在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。 ※1 労働時間等の設定の改善とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。 【申請の受付は平成30年12月3日(月)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、12月3日以前に受付を締め切る場合があります。)
	厚生労働省鹿児島労働局労働基準部健康安全課 【TEL:099-223-8279】	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上等)を満たす喫煙室などの設置(改修も含む)を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(飲食店は2/3)(いずれも上限100万円)を助成します。 【申込締切日:平成31年1月末】
	厚生労働省鹿児島労働局雇用環境・均等室 【TEL:099-222-8446】	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)	業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングなどを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成します。 【申請の受付は平成31年1月31日(木)まで(必着)です】 (なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、1月31日以前に受付を締め切る場合があります。)
	厚生労働省鹿児島労働局雇用環境・均等室 【TEL:099-222-8446】	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	①男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた中小企業事業主に支給します。 ②男性が育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、かつ、育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に支給します。【申込締切:要連絡】
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する取組を行い、「介護支援プラン」の作成により、作業の円滑な取得や、職場復帰、介護短時間勤務制度等の利用支援を行った中小企業事業主に支給します。【申込締切:要連絡】
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	①「育児休業支援プラン」を策定し、プランに沿って労働者が育児取得、復帰した場合に中小企業事業主に支給します。 ②育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を現職復帰させた中小企業事業主に支給します。 ③育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。【申込締切:要連絡】
両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)		妊娠・出産、育児又は介護を理由に退職した労働者が、その経験、能力が適切に評価され働ける再雇用制度を導入し、再雇用者を継続雇用した中小企業事業主に支給します。【申込締切:要連絡】	
女性活躍加速化コース		女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した中小企業事業主に支給します。 【申込締切:要連絡】	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	ハローワーク鹿児島 【TEL:099-250-6060】	「人材確保対象コーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、面接会・職場見学等のサービス提供や求人・求職のマッチングを行っています。
	マザーズコーナー 鹿児島【TEL:099-223-2821】 川内【TEL:0996-22-8609】 鹿屋【TEL:0994-42-4135】	「マザーズコーナー」による無料相談	子育てしながら就職を希望する方に対する職業相談・セミナー・職場見学など様々な職支援を実施いたします。また、キッズコーナーも併設しています。
	鹿児島県くらし保健福祉部 保健医療福祉課医療人材確保対策室 看護係 【TEL:099-286-2736】	病院内保育所運営費補助事業	病院内保育所の運営に要する費用を助成します。
	鹿児島県くらし保健福祉部 保健医療福祉課医療人材確保対策室 看護係 【TEL:099-286-2736】	病院内保育所施設整備事業	病院内保育所の新築・増改築及び改修に要する費用を助成します。
	鹿児島県くらし保健福祉部 保健医療福祉課医療人材確保対策室 看護係 【TEL:099-286-2736】	新人看護職員卒後研修事業	新人看護職員卒後臨床研修の実施体制を確保するため、指導者研修を行うとともに、病院等の教育担当者の配置等に必要経費を助成します。
	公益社団法人鹿児島県看護協会 鹿児島県ナースセンター 【TEL:099-256-8025】	ナースセンター事業	看護職の求人・求職のマッチング、就業相談や情報提供を行っています。また、再就業支援セミナーや訪問看護師養成研修を実施しています。
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省鹿児島労働局 職業安定部職業対策課 【TEL:099-219-5101】	キャリアアップ助成金	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
		人材開発支援助成金	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。
	公益社団法人鹿児島県看護協会 【TEL:099-256-8081】	看護師等卒後教育研修事業	看護職員の資質向上を図るため、教育研修を実施します。
その他	厚生労働省鹿児島労働局雇用環境・均等室 【TEL:099-223-8239】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (ブラチナくるみん・くるみんマークの取得)	認定を受けるとブラチナくるみん・くるみんを求人広告、自社の商品やその広告などにつけることができ、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」としてイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。「くるみん」を取得した事業主に対しては、税制優遇制度(建物等の割増償却制度)が設けられています。(割増償却について詳しくは、税務署にお問い合わせください。)
		女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (えるぼしマークの取得)	認定を受けると、認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRでき、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。「えるぼし」を取得した事業主に対しては、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫による低利融資などを受けることができます。(詳しくは厚生労働省HPをご覧ください)
	鹿児島県産業保健総合支援センター 【TEL:099-252-8002】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフ等を対象に、産業保健関係者からの専門的相談対応、産業保健スタッフへの研修、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、産業保健に関する情報提供等を行っています。また、鹿児島県内には、7カ所の地域産業保健センターがあり、常時50人未満の労働者を使用する事業者等を対象に、労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)についての相談等を行っています。センター事業は、無料で事業者・従業員の皆さまに提供しています。